

[事案 23-199] 転換契約無効確認請求

・平成 24 年 7 月 27 日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の説明不足を理由に、転換を取消し、転換前契約に復旧することを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 4 年に契約した終身保険を、平成 13 年 11 月に転換したが、募集人より、予定利率が引き下げられる可能性があることや、3 種類ある契約転換方式の説明がなかったことから、説明不十分（説明義務違反）であり、転換を取消し、転換前契約に復旧してほしい。

<保険会社の主張>

下記の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、申立人に対し、「ご契約のしおり一定款・約款」「特に重要なお知らせ」を交付し、予定利率が引き下げられる可能性があることや、契約転換方式に 3 種類あることを説明している。
- (2) 申立人は、提案書を受領し、被転換契約と本転換契約の保障内容等につき比較検討し、本契約の保障内容を理解したうえで、契約を締結している。
- (3) 申立人は既に 10 年間にわたって本契約による保障を受けており、今になって転換手続を取消すことはできない。

<裁定の概要>

裁定審査会では、申立人の主張を、上記の説明がなされなかったことから、これらについて誤信して本転換手続を行なったとする、錯誤による無効（民法 95 条）の主張と解し、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面および申立人からの事情聴取の内容にもとづき審理した。審理の結果、申立内容は認められないことから、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条にもとづき、裁定書にその理由を明らかにし裁定手続を終了した。

1. 錯誤無効について

申立人は、事情聴取において、被転換契約は更新により保険料が高くなるため、募集人より提案された複数のプランの中から、保険料や保障内容に納得して本転換手続を行った旨を陳述した。一方、本転換手続により主契約（終身保険）の保険金額が 500 万円から 100 万円に減額になったが、500 万円の終身保険は極力維持したいと考えていたとして、予定利率や 3 種類ある契約転換方式の説明があれば、主契約の保険金額を 100 万円まで減額しない方法を検討することができた旨を陳述した。

申立人の主張する錯誤は、予定利率や 3 種類ある契約転換方式を事前に知ることができていれば、本転換手続は行わなかったとするものと解されるが、申立人に錯誤が認められたとしても、それが要素の錯誤に該当する必要がある。

そして、保険契約は保障に重点を置くものなので、一般に、契約者にとって最大の関心

事は保障内容といえる。従って、保障内容に納得しつつ、予定利率や契約転換方式をどの程度重視するかは、契約者により相当異なるといえ、本転換手続を左右する事情とまでは認められない。よって、申立人の錯誤を、「要素の錯誤」と認定することはできず、錯誤無効の主張は認められない。

2. 説明義務違反について

申立人は、募集人の説明義務違反を主張するが、仮に説明義務違反があったとしても、そのことにより本転換手続が直ちに無効となり、または取消しができるわけではない。